

農 政 を め ぐ る 情 勢

目 次

I	T P P 交 渉 を め ぐ る 情 勢	1
II	農 協 改 革 を め ぐ る 情 勢	41

今月号のあらまし

I TPP交渉をめぐる情勢

農林水産省は、TPP大筋合意内容の影響について、品目ごとの分析結果を公表した。畜産については影響が大きいとした一方、その他の多くは「影響は限定的」などとしており、詳細の分析を求める声が上がっている。

農林水産分野の国内対策について、自民党は党内での検討を経て、『農政新時代～努力が報われる農林水産業の実現に向けて』をとりまとめ、11月20日に政府に申し入れを行った。同案には安定財源の確保が明記され、JAグループの要望も一部盛り込まれている。

II 農協改革をめぐる情勢

農林水産省は現在、改正農協法関係の政省令について内容の検討を進めており、第1弾は年内にもパブリックコメントを開始し、年明けに公布したい考えとされる。また、『総合的な監督指針』に関しては、年内を目途に第1弾の改正を行う予定である。人事ローテーションや非常勤理事数の緩和が改正の内容となる。

I TPP交渉をめぐる情勢

— TPP農業対策決定、「安定財源確保」を明記 —

1. 政府・与党の動向

(1) 政府の動向

- 10月5日のTPP大筋合意を受け、政府は10月9日に安倍総理を本部長とするTPP総合対策本部を設置した。安倍総理は、「影響が出る分野、時期をふまえて効果的な政策大綱を策定する。補正を含めて検討をすすめる」として、総合的なTPP関連政策大綱の策定を指示し、11月25日の閣議決定に向けた政府における検討が開始された。
- 農水省は10月20日、TPP交渉全体の大筋合意内容を公表した。農林水産品2328品目のうち8割の品目の関税が撤廃され、半数以上は即時に撤廃されることとなった。
- 重要5品目に限っても関税撤廃割合は3割に上り、牛肉のように関税が残るとしても大幅な削減が行われる等、市場開放の水準はかつてなく高く、国会決議との整合が問われる内容といえる。農林水産品目の関税撤廃の状況と、重要5品目以外の本県主要作物の関税撤廃状況は下表の通り。(重要5品目の合意内容は10月号を参照のこと)

【TPPで関税を撤廃する品目数】

	品目数	関税を撤廃する品目数	関税撤廃率
全品目	9018	8575	95.1%
農林水産物	2328	1885	81.0%
関税撤廃したことがないもの	834	395	47.4%
重要5品目	586	174	29.7%
重要5品目以外	248	221	89.1%
関税撤廃したことがあるもの	1494	1490	99.7%

農林水産物の関税撤廃にかける期間

即時撤廃	2～11年目までに撤廃	12年目以降に撤廃	撤廃せず(低関税輸入枠・関税削減など)
51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

(出展：日本農業新聞)

【県下主要作物の関税撤廃状況】

品目		現在の関税率	合意内容
キャベツ、ブロッコリー、トマト、ナス、キュウリ、ホウレンソウ、ダイコン、ニンジン、ネギ、レタス、アスパラガス、ハクサイ、カボチャ 等		3%	即時関税撤廃
じゃがいも		4.3%	
スイートコーン		6%	4年目に撤廃
たまねぎ		8.5%	6年目に撤廃
さつまいも		12.8%	
緑茶		17%	
なし		4.8%	即時関税撤廃
ブドウ		3～10月：17% 11～2月：7.8%	
スイカ、メロン、モモ、イチゴ、カキ		6%	
オレンジ	生果	6～11月：16% 12～5月：32%	4～11月：6年目に関税撤廃 12～3月：8年目に関税撤廃
	果汁	「21.3%」～「29.8%又は1kg23円の高い方」	6～11年目に関税撤廃
うんしゅうみかん		17%	6年目に撤廃
イチジク		6%	
鶏卵	殻つき	1.7%から21.3%	冷蔵・冷凍は13年目に関税撤廃 その他は11年目に関税撤廃
	全卵 または卵黄	18.8%～21.3% 又は48～51円/kg	全卵粉は13年目に関税撤廃 その他は6年目に関税撤廃
鶏肉		8.5%、11.9%	11年目に関税撤廃 冷凍丸鶏・鶏肉（丸鶏と骨付きモモ肉以外）は6年目に関税撤廃
はちみつ		30%	8年目に撤廃

○ T P P 協定における日本の関税撤廃率は品目数・貿易額ベースともに95%で、関税が残ったのは農林水産品目のみとなるが、他の参加国の関税撤廃率が99%～100%であることから、この結果について、森山農相は「参加国の中ではしっかり守れた」と述べた。

○ また、甘利経済再生担当相は農産物で関税撤廃からの例外を確保したことや国家貿易制度を堅持したことなどを挙げ、「交渉結果として最善のものとなった」

と説明した。

- 農水省は２９日、ＴＰＰによる米麦や甘味資源作物、一部の野菜・果実など２１品目への影響を分析した結果を公表した。１１月４日には、畜産や林産、水産物計１９品目への影響分析を公表した。与党から、さらに多くの品目の分析をするようにとの要望を受けた農水省は５日にも、果樹・野菜２１品目の影響分析を追加公表した。影響の総括については別紙１の通り。なお、品目ごとの分析結果は農林水産省ホームページにて公開されている。
- 分析では、牛肉、豚肉、乳製品については影響が大きいとしているが、その他の多くについては「影響は限定的」「当面、輸入の急増は見込み難い」としている。この影響分析に対しては、与党議員からも「楽観的」「生産現場の認識と乖離がある」などと、より詳細の分析を求める声が相次いでいる。
- 重要品目の影響分析については以下の通りである。

【重要品目のＴＰＰによる影響分析】

品目	影響分析	懸念事項
コメ	関税撤廃回避⇒ 新設の輸入枠以外の輸入増大は見込み難い	新設の輸入枠で国内のコメ流通量が増えれば、 国産米全体の価格水準が下落する懸念
小麦	新設輸入枠による輸入は、現行の輸入枠による輸入の一部が置き換わるもので、国産小麦に置き換わるものではない⇒ 輸入増大は見込み難い	マークアップ削減に伴う輸入小麦の価格下落で、 国産小麦の販売価格に影響を及ぼす懸念
牛肉	関税撤廃を回避。長期の関税削減期間を確保するとともにセーフガードを措置。和牛・交雑種牛肉は品質・価格面で輸入牛肉と差別化されており、競合の度合いは小さい⇒ 当面、輸入の急増は見込み難い	長期的には、輸入牛肉と競合する乳用種を中心に、 国産牛肉全体の価格が下落する懸念
豚肉	長期の関税削減期間を確保するとともにセーフガードを措置。差額関税制度・分岐点価格の維持で、コンビネーション輸入※が継続⇒ 当面、輸入の急増は見込み難い	長期的には、従量税の引き下げに伴い、低価格部位だけが輸入される可能性が否定できず、 国産豚肉の価格が下落する懸念
乳製品	脱脂粉乳・バターについて新設の輸入枠を設定するが、最近の追加輸入量の範囲内で設定⇒ 当面輸入の急増は見込み難い	長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落が生じることにより、 加工原料乳の乳価が下落する懸念

※ コンビネーション輸入：豚肉の差額関税制度下では、平均単価が 524 円/kg の豚肉について、関税が最も低くなる。従って、高い肉と安い肉を組み合わせ、単価を 524 円に近づけて輸入することが有利であり、それをコンビネーション輸入と呼ぶ。T P P で安い肉にかかる従量税が引き下げられると、コンビネーションは必ずしも有利ではなくなるため、安い肉のみが大量に輸入される懸念が生じる。

- 政府・与党は今回の影響分析などにに基づき、農業対策を検討するとしているが、今回の分析では、ある品目の関税撤廃が別の品目の消費に与える影響などは想定しておらず、影響が小さいと分析された品目についても、長期的には価格への影響が懸念される。

(2) 与党の動向

- 政府における関連政策大綱の策定に向けた検討と合わせ、自民党においても、10月9日に「T P P 総合対策実行本部」が設置された。農業分野の対策については、連日、自民党農林水産戦略調査会・農林部会合同会議と、自民党農林幹部によるインナー会議が開かれ、品目別の影響分析や農林水産団体・農業者ヒアリング等、多角的に議論が行われてきた。自民党におけるこれまでの検討経過は以下の通り。

10月27日：大筋合意の概要について
10月29日、11月4日：品目別の影響分析について
11月6日、9日、10日：農林水産団体、生産者、有識者等ヒアリング
11月6～8日：地方キャラバン
11月12日：谷津義男元農相講演（U R 対策）
11月13日：農林水産分野における T P P 対策（案）の提示
11月15日：農林水産団体からの要請
11月16日：修正案の提示、幹部への一任取り付け
11月17日：とりまとめ案の提示・決定
11月20日：T P P 総合対策実行本部、政府に対し申し入れ

- 11月6日～8日は、兵庫県を皮切りに、全国7道県（北海道、青森、群馬、兵庫、高知、福岡）で意見交換会を開催した。地方からは「政府は聖域を守ったと言うが、農業者から見ればそうは思わない」と、国会決議との整合性の検証を求める声や、短期間で国内対策をまとめることへの不安の声、畜産関係の経営所得安定対策の法制化を求める声などが相次いだ。
- 13日に開催された同合同会議では、「農林水産分野における T P P 対策（案）」が示され、とりまとめに向けて本格的な議論が開始された。15日には、農林水産団体に対し要請の機会が設定され、16日には対策の修正案が示された。

- 党内の議論では、生産コストの削減などで農業の体質強化を目指す「攻めの対策」を求める声がある一方で、経営安定対策の充実によるセーフティネットの整備で、農家の不安を取り除く「守りの対策」を優先させるべきとの意見も多く出された。
- 17日には自民党農林水産戦略調査会・農林部会合同会議において、農業分野の国内対策とりまとめ案（別紙2）が提示され、了承された。TPPで悪影響が予想される重要5品目等の経営安定対策など「守りの対策」を拡充するとともに、コスト削減や輸出拡大など、農業の体質強化と成長産業化に向けた「攻めの対策」を盛り込んだ。

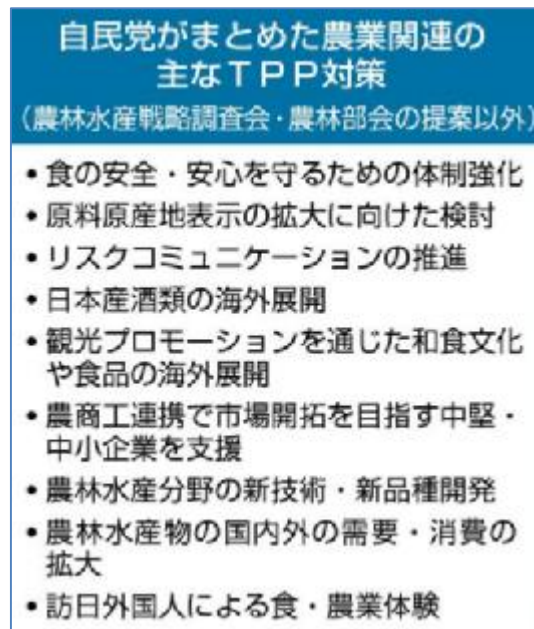
【自民党のTPP対策のポイント】

守りの対策	攻めの対策
・米＝TPPによる輸入量相当の国産米を備蓄米として買い入れ ・麦＝引き続き経営所得安定対策を着実に実施 ・肥育牛＝新マルキンを法制化し、9割補填に ・繁殖牛＝肉用子牛保証基準価格を現状に即して見直し ・養豚＝養豚経営安定対策事業を法制化し、9割補填に。農家と国の拋出割合を1:3に変更 ・乳製品＝加工原料乳生産者補給金に生クリームなどを追加し単価見直し ・甘味資源作物＝加糖調製品を糖価調整金の対象に追加	・担い手の施設整備や金融面での支援 ・農地中間管理事業の重点実施区域などでの農地の大区画化 ・産地パワーアップ事業の創設 ・新たな国産ブランド品種などの開発 ・畜産クラスター事業の拡充 ・重点品目ごとの輸出促進対策 ※成果目標を設定して進捗(しんちょく)管理
	今後の検討課題
	・生産資材の価格形成の仕組み ・流通・加工の業界構造 ・原料原産地表示 ・チェックオフ制度、収入保険制度の導入 ・飼料用米推進の取り組み ・肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

（出展：日本農業新聞）

- 自民党の対策は「農政新時代～努力が報われる農林水産業の実現に向けて」と題し、TPP対策による農家や農業の支援について、国民に理解を呼び掛ける前文を付け、党として「現場の生産者の努力や挑戦を全力で支える」との考えを示した。
- また、財源について、既存の農林水産予算を削減・抑制せずに「安定財源を確保する」ことを明記し、現時点で見通せない影響を念頭に、弾力的に予算を支出できるよう、基金などの仕組みを構築することも盛り込んだ。

- 18日、自民党はTPP総合対策実行本部を開き、農業以外の分野も含めたTPP対策の政府への提言（別紙3）をまとめた。農業対策については、農林水産戦略調査会と農林部会が17日に決めた内容をほぼそのまま盛り込んだほか、食の安全・安心を守る体制強化など、他の部会が提案した農業関連対策も書き入れた。この提言は、20日の党総務会で正式決定し、政府に申し入れられた。



（出展：日本農業新聞）

- この提言に対し、JA全中の奥野会長は談話（別紙4）を発表し、「持続可能な農業の将来へとつなぐ息の長い政策を具体化してほしい」としたうえで、主食用米への影響を遮断する措置や畜産経営安定対策の強化などが盛り込まれたことを挙げて、「我々の要望も反映し、抜本的な措置を約束していただいた」と評価した。

- なお、この提言は、当面の対策方向を記載したに留まり、中長期的な対策については来年秋までに再度とりまとめを行うこととしている。

2. 国会の動向について

- 11月10日に衆議院予算委員会、翌11日に参議院予算委員会は、TPPをはじめとする政治課題にかかる閉会中審査を行った。安倍総理は、TPP交渉の結果について「国会決議の趣旨に沿う合意を達成できた」との認識を示し、「農家の不安に寄り添いながら万全の対策をまとめ実行していく」などと発言した。

- また、甘利TPP担当大臣は、米国議会の一部で再協議を訴える声が上がって

いることを受け、「再協議には応じない」と明言した。

【衆・参予算委員会における安倍総理や関係閣僚の主な発言概要】

＜安倍総理大臣＞

- TPPについては大きな不安を感じている農業者もいると思う。私たちは、農家の不安に寄り添いながら万全の対策をまとめ、実行していく。
- 国会決議との関係は、国会の判断だが、我々としては国会決議を活かしながら国会決議の趣旨に沿う合意を達成できたと思っている。

＜森山農林水産大臣＞

- 重要5品目などは合意内容に応じた適切な措置を検討することが大事だと考える。交渉で獲得した措置とあわせて政府一体で万全な措置を講じる。
- （食料・農業・農村基本計画の見直しについて）大筋合意の内容や国内農業への影響、今後の国内対策の内容をよく精査・分析し検討していく。

＜甘利TPP担当大臣＞

- TPPは、一つの合意が他の合意と複雑に絡んでおり、多次元方程式となっている。（合意内容の）全体が崩れる危険性を伴っており、・・・（発効前に）再協議して協定を作りなおすということは不可能である。再協議には日本は応じない。
- （TPP協定では）食の安全が変更になる規定はなく、日本の食の安全が脅かされることはない。SPS協定もWTOに基づいて規定されており、（制度の）変更はない。

3. 海外の動向

- 11月5日、TPP交渉参加12カ国はTPP協定の暫定の条文案を公表した。しかし、日本語の全訳は掲載されておらず、内閣官房TPP政府対策本部により『TPP協定の全章概要』が公開されている。公表を受け、フロマン米通商代表は「可能な限り早く協定の成果をあげられるよう、議会および全ての利害関係者と緊密に連携していく」との声明を発表し、早期の審議開始に意欲を示した。
- 今回公表された条文案では、関税撤廃時期の繰り上げの規定に加え、発効から7年経過すれば、日本は米国、豪州など5カ国と関税や低関税輸入枠、セーフガードの扱いで再協議に応じる旨が記載されている。甘利大臣をはじめ、複数の閣僚は「再協議には応じない」としているが、更なる譲歩が行われないか懸念が残る内容となっている。
- また、TPPで日本が協定に違反した場合、米国は自動車やトラックの関税削減時期をさらに後ろ倒しにできることも、明らかになった。外務省が示した「自動車貿易に関する日米並行交渉（概要）」によると、日本はTPPの一般の規定とは別に、自動車貿易に特化した紛争解決の手続きを米国との並行交渉で約束しており、日本の協定違反に対し、米国は「税率の引き上げや関税削減期間の延期

が可能」としている。

- テキスト公開に続き、同日、オバマ大統領は米国上下両院にＴＰＰへの署名意図を通知した。ＴＰＡ法の規定で、米国大統領は署名意図の通知から９０日経過後に署名が行えることとなっているため、署名時期は２月３日以降となることが想定される。
- 米国での審議開始時期は、来春となるか、大統領選のある１１月以降となるか不透明な状況にある。オバマ大統領は「在任中に批准されると確信している」と述べるが、議会幹部はＴＰＰへの態度を保留、もしくは否定的であり、来年１１月まで棚上げする意向との報道もある。なお、米国の国際貿易委員会は、ＴＰＰが国内経済に与える影響の試算を来年５月中旬までにまとめるとしており、審議の開始はそれを待って行われるとの見方が強い。
- 一方、フィリピン、インドネシア、韓国などがＴＰＰへの参加に意欲を示し始めている。日本が各国と結んでいる経済連携協定（ＥＰＡ）では重要品目などを関税撤廃・削減対象の例外としているが、ＴＰＰに入ってくれば高水準の市場開放を迫ってくる恐れがあり、参加国の拡大は、日本農業にとって新たな懸念材料になる。

４．ＪＡグループの取り組み

- ＪＡ全中は１１月５日、ＴＰＰの国内対策に関する政策提案をまとめた。政策提案では、関税撤廃など国境措置を大幅に引き下げる中で再生産を確実にするため、既存の経営安定対策の強化や法制化を提起した。主食用米の流通量を増やさない備蓄運営、畜産経営安定対策補填割合の引き上げ・恒久化、酪農での加工原料乳の支援強化や所得補償施策の創設といった重要５品目の対策に加え、野菜や果樹への支援も盛り込んだ。
- ６日には、ＴＰＰの国内対策に関して、ＪＡ全中の奥野会長が森山農相に政策提案（別紙５）を手交した。奥野会長は「若い後継者が農業を安心して続けられる方策を、恒久的な対策として考えてほしい」と求めた。これに対し、森山農相は「意欲ある農業者がさらに再生産に取り組んでもらえるような対策をまとめた」と応じた。
- また、ＪＡ全中は１５日、与党のＴＰＰ国内対策のとりまとめ決定前に、『ＪＡグループの政策提案の重点（別紙６）』を作成し、自民党幹部議員に対し、とりまとめに盛り込まれるよう要請を行った。

- J A愛知中央会は11月11日、県選出の国会議員に対し、T P P大筋合意に伴う農業政策の確立に関する要請を行った。大筋合意内容について我が国農業・農村に与える影響を精査することや、品目ごとに再生産が可能となるよう経営安定対策を講じること、地域条件を踏まえた農業振興策を講じることなどを求めた。
- また、J Aグループ愛知は11月17日、第14回愛知県J A大会を開催し、『T P P対策運動の継続に関する特別決議（別紙7）』を採択した。①大筋合意の内容と国会決議との整合性を検証し公表する運動、②食料自給率の向上など農業・農村を守るための万全な対策を求める運動、③大筋合意内容が国民生活に与える影響を検証し国民の生命とわが国の主権を守る運動の3本が柱となっている。なお、J Aグループ愛知は今後、以下の通りT P P対策に取り組む。

【J Aグループ愛知の今後の予定】

11月27日	県選出国会議員との意見交換会
12月 9日	T P P協定大筋合意に関する農家説明会
12月15日	県知事要請（農政懇談会）

5. 今後の見通し

- 日本での国会審議の開始時期については、時期は依然不透明である。1月には通常国会が開かれるが、署名は早くとも2月以降となるため、年明けすぐに審議入りすることは不可能とされる。また、通常国会では予算審議が優先されるため、審議開始は早くとも4月以降となる見方が強い。
- T P P対策予算については、報道によれば、補正予算の中で農業対策として「4000億円を超えない規模」の予算をつける方向で調整しているとされる。補正予算案は12月中旬にも閣議決定し、1月の通常国会に提出する予定となっている。

【今後のT P P関連日程等】

11月25日	総合的なT P P関連政策大綱（仮称）の決定 本年度補正予算案編成 28年度政府予算案編成
12月	
2016年	
1月 4日	通常国会召集
2月～	T P P署名？
4月～	国会にてT P P審議？
5月～	米国議会にてT P P審議？
11月 8日	米国大統領選

品目毎の農林水産物への影響について(総括表)

1. 品目毎の農林水産物の影響(合計40品目)

影響		品目例	対応方向等
1	特段の影響は見込み難い	小豆	・ 更なる競争力の強化が必要。
		茶	・ 更なる競争力の強化が必要。
		のり	・ 更なる競争力の強化が必要。
		ほか8品目	
2	影響は限定的と見込まれる	にんじん	・ 長期的には、国産にんじんの価格の下落も懸念されることから、 <u>生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
		鶏肉	・ 長期的には、国産鶏肉の価格の下落も懸念されることから、 <u>生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
		合板等	・ 長期的には、国産材の価格の下落も懸念されることから、 <u>生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
		あじ	・ 長期的には、国産価格の下落も懸念されることから、 <u>生産性向上等の体質強化対策の検討が必要。</u>
		ほか18品目	
3	国家貿易以外の輸入の増大は見込み難い	米	・ 国別枠により輸入米の数量が拡大することで、国内の米の流通量がその分増加することとなれば、国産米全体の価格水準が下落することも懸念されることから、 <u>備蓄運営による外国産米の主食用米生産に対する影響の食い止めの検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
	内麦優先の国家貿易運用により輸入の増大は見込み難い	小麦	・ マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産小麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、 <u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
		大麦	・ マークアップの削減に伴い、輸入麦の価格の下落が国産大麦の販売価格に影響を及ぼすことも懸念されることから、 <u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>

1

影響		品目例	対応方向等
3	てん菜、さとうきびの生産に特段の影響は見込み難いが、加糖調製品の流入の懸念	砂糖	安価な加糖調製品の流入により、糖価調整制度の安定運営に支障が生ずることも懸念されることから、<u>国内産品の安定供給が図られるための環境整備の検討や、更なる競争力の強化が必要。</u>
4	当面、輸入の急増は見込み難いが、長期的には、関税引下げの影響の懸念	牛肉	長期的には、米・豪州等からの輸入牛肉と競合する乳用種を中心に国内産牛肉全体の価格の下落も懸念される。このため、国内の肉用牛生産について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。
		豚肉	長期的には、従量税の引下げに伴って、低価格部位の一部がコンビネーションによらず輸入される可能性が否定できず、国内産豚肉の価格の下落も懸念される。このため、国内の養豚について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。
		乳製品	長期的には、競合する国内産の脱脂粉乳・チーズの価格下落等が生じることにより、加工原料乳の乳価の下落も懸念される。このため、国内の酪農について、規模拡大等による生産コストの削減や品質向上など国産の優位性の確保等の体質強化対策に加え、経営の継続・発展のための環境整備を検討することが必要。

2. 日本産農林水産物・食品の輸出(重点品目:8品目)

影響	品目例	対応方向等
更なる輸出拡大が期待	重点品目 (水産物、加工食品、 コメ・コメ加工品、林 産物、花き、青果物、 牛肉、茶)	・ 更なる輸出促進の取組を強化。 ・ 輸出環境課題(動植物検疫、放射性物質に係る輸入規制、食品安全基準等)の解決に向けた取組も必要。

農林水産分野における T P P 対策

【農政新時代】

～努力が報われる農林水産業の実現に向けて～

平成 27 年 11 月 17 日
自 由 民 主 党
農 林 水 産 戦 略 調 査 会
農 林 部 会

国民の皆さんへ

今日、日本の食が、国内外で高い評価を得ています。和食は世界遺産となり、ミラノ万博では連日日本の食を求め、多くの人が行列をつくり、日本にやってくる多くの外国人観光客も日本の食を楽しみの一つにしています。

私たち日本人の日々の生活においても、青果・精肉・鮮魚店、コンビニやスーパーでは毎日バラエティに富んだ食材・商品があふれ、多様な飲食店がまちを彩り、全国各地に展開する道の駅では、地元の新鮮な農林水産物が賑わいの源になっています。

この豊かな日本の食を創り出しているのが現場の生産者です。そして、生産者の方々が営々と続けてきた農林水産業が、中山間地域を含む美しく活力ある地域を創り上げてきました。これらの地域をこれからも守っていかなければいけません。

T P P 大筋合意を受け、いま、日本の農政は【農政新時代】とも言うべき新たなステージを迎えています。生産者の持つ可能性と潜在力をいかに発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していけると確信しています。

今こそ我々政治の側が変わらなければなりません。この新しい時代に立ち向かおうとしている現場の生産者の努力や挑戦を皆さんとともに全力で支えます。

そして、消費者の皆さんの日々の選択こそが、生産者を支え、日本の食の未来を形づくる基礎になります。

今後は、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、皆さんとともに【農政新時代】を日本の農林水産業の輝ける時代にしていく決意です。

I 基本的考え方

1 生産者の不安を払拭するために

農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。

- TPP合意のマイナス影響を抑制するための万全の措置
- 経営安定対策の充実（既存の政策の見直し・改善を含む）

2 成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために

輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。

- 競争力強化・体質強化対策の充実（既存の政策の見直し・改善を含む）
- 農政新時代を支える革新的技術の研究開発

3 夢と希望の持てる農政新時代を創造するために

未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。

- 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
- 生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し
- 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
- 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し
- 戦略的輸出体制の整備
- 原料原産地表示
など

以上について、28 年秋を目途に、生産者を始め国民の意見を聞きながら、政策の具体的内容を詰める。

このため、〔農林水産業骨太方針策定 PT〕を設置し、若者を含めた生産者、経済界、有識者の参画を得て、「農林水産業・食料 2050」、「農政新時代人材力強化」、「輸出力強化」などについて継続的に検討を進める。

Ⅱ 今回決定する対策の項目（案）

従来から、農林水産業の成長産業化を促進する産業政策と多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪として進める「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき実施している政策に加えて、ＴＰＰ対策として追加又は拡充する対策は次のとおりである。

1 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減により長期的に国内農林水産業への影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を講ずる。

（１）次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

具体的には、意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上を推進する。

（２）国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

具体的には、新たに産地パワーアップ事業を創設し、地域の営農戦略に基づき農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換を図るとともに、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備を推進する。

（３）畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

具体的には、畜産クラスター事業を拡充するとともに、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備を推進する。

(4) 高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

具体的には、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進を推進する。

(5) 合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

具体的には、大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備を推進する。併せて違法伐採対策を講ずる。

(6) 持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

具体的には、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等を推進する。

(7) 消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

具体的には、大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証を推進する。併せて、病虫害等の侵入防止など動植物検疫体制を強化する。

(8) 規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制の在り方を検証し、実行する。

2 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

(1) 米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

(2) 麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

(3) 牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- 牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- 肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
- 生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

(4) 甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

3 対策の進め方

- (1) 対策の財源については、T P P協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算が削減・抑制されることなく安定財源を確保する。
- (2) また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

4 対策の効果検証・検討の継続

- (1) 1の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め施策の不断の点検と見直しを行う。
- (2) 今後、次の項目を中心に検討する。
 - 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備（再掲）
 - 生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し（再掲）
 - 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立（再掲）
 - 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し（再掲）
 - 戦略的輸出体制の整備（再掲）
 - 原料原産地表示（再掲）
 - チェックオフ制度の導入
 - 従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
 - 農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策
 - 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
 - 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討（再掲）
 - 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
- (3) さらに農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略や具体的施策について検討し、実現していくものとする。

TPP（環太平洋パートナーシップ）に関する 総合的な政策対応に向けた提言

～新輸出大国、グローバル・ハブ、農政新時代を目指して～

平成27年11月20日

自由民主党

本年10月5日、TPP（環太平洋パートナーシップ）交渉が大筋合意に至った。平成25年2月の日米首脳会談の結果、「聖域なき関税撤廃」が前提でないことが確認され、同年3月に安倍総理が交渉参加を表明、同年7月に交渉に参加し、以後2年余りにわたる厳しい交渉の結果の合意であった。

この間、わが党は累次の決議を行い、国益がしっかりと守られ、結果としてわが国の繁栄につながる交渉を政府に対して求めてきたところである。そして政府は、党の決議、国会の決議を後ろ盾にして粘り強く交渉を行った結果、今回の合意に至ったものである。

大筋合意後、関税交渉やルール分野の合意内容が明らかになった。TPPは、21世紀のアジア太平洋に自由で公正な経済圏を構築する挑戦的な試みである。世界のGDPの約4割、人口の1割強を占める巨大な経済圏において、モノの関税の削減・撤廃だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業、労働、環境の規律など、幅広い分野で新しいルールを構築するものである。

わが党も10月29日にTPP総合対策実行本部を設置、各部会・調査会で合意内容を検証し、地方や関係団体の意見も聞きながら、必要な政策対応に関する議論を行ってきた。

ここで明らかになったのは、以下の3点である。

第一に、TPPは、わが国にとって、企業の事業拡大と雇用拡大、特に地方の中堅・中小企業にとって大きなチャンスになり得るということである。交渉の結果、TPP参加11か国の鉱工業品の関税は100%近く撤廃されることになった。鯖江の眼鏡、今治のタオル、美濃焼などの陶磁器といった、地場産業の輸出の後押しともなるものである。

また、わが国の中堅・中小企業には、世界に誇る技術力、企画力を有しているものが数多く存在する。これまで、はん雑な税関手続、投資先の急なルール変更による損害や技術・デザインが盗まれる等のリスクから、海外展開に踏み切れなかった企業が、通関手続の迅速化等、TPPによる各種手続の簡素化、標準化、投資ルールの明確化、知的財産の保護等により、安心して海外展開を行うことが可能になる。さらに、原産地規則において、TPP域内のどこで付加価値をつけても「メイド・イン・TPP」として認める完全累積制度が採用され、電子商取引等のルールなども活用すれば、生産拠点を海外に移さず、わが国に「居ながらにしての海外展開」が可能になる。TPPが多様な分野をカバーし、多国間で結ぶ協定だからこそそのメリットである。

これまでになかった新たなグローバル・バリューチェーン（※）が次々に構築され、中堅・中小企業が主体的に参画することが期待される。実際、各地の中堅・中小企業から、TPPを契機に海外展開に踏み出したいので支援をして

ほしい、という声が寄せられるようになった。従来、大企業が中心と思われていた輸出に、これからは中堅・中小企業も積極的に参画する。また、工業品だけではなく、農産品・食品も、そしてモノの輸出だけではなく、コンテンツやサービスなども積極的に海外に打って出る。そういう意味で、T P Pを契機としてわが国は「新輸出大国」を目指すべきであり、その新たな担い手となる企業等を後押しする目配りの効いた施策を総合的に、かつ早急に実施するべきである。

※ グローバル・バリューチェーンとは、「調達→生産→物流→販売」という企業の生産工程を国際的に配置するというグローバル・サプライチェーンに加え、各工程での、技術開発、人材育成など、付加価値（バリュー）を生み出す活動を網羅した概念。

第二に、T P Pは、わが国の経済再生、地方創生を進める上での「切り札」となるものである。今後、わが国、特に地方における人口減少、高齢化が一層進む中、わが国の8倍の人口、6倍のG D P規模を有する世界最大の市場を相手にすることで、国内の経済、産業も活性化し、G D Pを押し上げる。具体的には、「第一」に掲げた「新輸出大国」を目指す取組みにより、中堅・中小を含めたわが国企業のグローバル指向が高まり輸出や対外投資が増加し、構築された新たなグローバル・バリューチェーンを通じて、わが国企業等が提供する物品、サービス、技術の優位性が高まる。そうした得意分野へ海外からの需要が増加、海外の企業と連携した研究開発や海外からの投資が促進される。このような新たな需要に応える中で、イノベーション、技術革新が生まれる。それによりわが国企業の高付加価値化、生産性向上が進み、経済が活性化し、生産活動がさらに活発になる。その結果、更なる貿易拡大、という好循環により累積的な経済成長につながる。わが国から海外へ、海外からわが国へという双方向の投資、貿易が活発になることで、わが国は「グローバル・ハブ」として持続的な成長を遂げることを目指すべきである。

そして、各地域が、グローバル・ハブを目指すことで真の地方創生が実現する。デフレ脱却が見えてきた今こそ、T P Pを最大限に活用した経済再生を早期に現実のものとし、その果実が地方でも実感されるような状況の実現を、政策面で推進していくことが特に重要である。

第三に、依然として厳しい国民の声、不安に対し、丁寧に応える必要がある。農林水産品に関する関税交渉結果について、撤廃を求める厳しい交渉の中で、各品目のセンシティブティに十分配慮しつつ、撤廃の例外を数多く確保したとの政府の説明に対して、現場の声は依然として厳しいものがある。交渉で獲得した措置と合わせて、将来にわたって意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、措置を講ずることが必要である。

農林水産分野については、農林水産業・農山漁村の維持発展に貢献している生産者の不安を払拭し、希望を持って経営できるようにする。具体的には、TPP合意のマイナス影響を抑制するため万全の措置を講ずるほか、経営安定対策を充実させる（既存の政策の見直し・改善を含む）。

また、成長産業化に取り組む生産者がその力を最大限に発揮するために、輸入品からの国内市場の奪還、輸出力の強化、マーケティング力の強化、生産現場の体質強化・生産性の向上、付加価値の向上など、成長産業化に取り組む生産者を応援する。具体的には、競争力強化・体質強化対策の充実（既存の政策の見直し・改善を含む）、農政新時代を支える革新的技術の研究開発を進める。

さらに、夢と希望の持てる農政新時代を創造するために、未来の農林水産業・食料政策のイメージを明確にするとともに、生産者の努力では対応できない分野の環境を整える。具体的には、農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度のあり方を見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示などの検討を行う。

以上について、28年秋を目途に、生産者を始め国民の意見を聞きながら、政策の具体的内容を詰める。このため、[農林水産業骨太方針策定PT]を設置し、若者を含めた生産者、経済界、有識者の参画を得て、「農林水産業・食料2050」、「農政新時代人材力強化」、「輸出力強化」などについて継続的に検討を進める。

豊かな日本の食を創り出しているのは現場の生産者である。そして、生産者の方々が営々と続けてきた農林水産業が、中山間地域を含む美しく活力ある地域を創り上げてきた。これらの地域をこれからも守っていかなければいけない。

TPP大筋合意を受け、いま、日本の農政は「農政新時代」とも言うべき新たなステージを迎えている。生産者の持つ可能性と潜在力をいかんなく発揮できる環境を整えることで、次の世代に対しても日本の豊かな食や美しく活力ある地域を引き渡していけると確信している。

今こそ我々政治の側が変わらなければならない。この新しい時代に立ち向かうとしている現場の生産者の努力や挑戦を国民とともに全力で支えていく。そして、消費者の日々の選択こそが、生産者を支え、日本の食の未来を形づくる基礎になる。

今後は、農林水産業の持つ様々な価値や魅力、日本の食の潜在力や安定供給の重要性などに対する理解や信頼を高め、国民とともに「農政新時代」を日本の農林水産業の輝ける時代にしていく決意である。

TPPは、わが国にとって大きな飛躍のチャンスである。国民の不安・懸念にしっかりと寄り添いつつ、このチャンスを最大限に活かす政策を全力で展開すべきである。TPPは、その先にある東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、あるいは日EUなど、他の広域経済連携の交渉を加速させることも期待される。わが国は、今後、こうした新しい広域的経済秩序を構築するうえで中核的役割を果たし、世界のルールづくりの牽引者となるべきである。

以上の観点から、政府に対し、以下を基本とする施策、対策について、その実現に向け全力で対応することを強く求めるものである。

なお、以下の施策、対策のうち、緊急に実施すべきものについては、政府において予算措置を含め必要な対応を行う。また、施策の実施に当たっては、既存施策を含め不断の点検と見直しを行う。

また、イノベーション促進等による生産性向上や、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略や具体的施策については、重要政策課題として、党においても引き続き検討を進めるが、政府においても、中長期的視点に立ち、実現に向けたさらなる検討が進められることを求めたい。

1. 中堅・中小企業等の海外展開の支援

(1) 分かりやすく、丁寧な制度の説明等

J E T R O、中小企業基盤整備機構、商工会、商工会議所、よろず支援拠点等の各地の支援機関等（以下、「支援機関」）が協力した全国各地での説明会の開催やT P P情報のポータルサイトの設置、T P Pを活用したビジネス展開の際の手引書や原産地性の自己証明の手続きに関するガイドラインの整備等により、丁寧な情報提供を行う。また、T P Pの内容や活用方策に関する相談窓口を経済産業局やJ E T R O、中小企業基盤整備機構等に整備するとともに、各地の支援機関と相談窓口との連携を図り、全国各地での相談体制の整備・強化を行う。税関の体制を整備し、T P P原産地規則に関する輸出入者からの照会への迅速かつ適切な対応等を行うほか、金融機関による企業の海外展開支援を促進する。

(2) 新たなビジネスチャンスに向けた努力に対する支援

クールジャパン、ビジットジャパンの発信・連携、推進による販路拡大、「日本ブランド」を活かした対日理解促進等を推進。さらに、国や地方自治体、商工会、商工会議所を含めた各種支援機関等によるコンソーシアムを創設し、イノベーションや農商工連携も含めた他産業との連携を通じて、コンテンツや環境技術、食文化など、モノやサービスのグローバル市場開拓・事業拡大を目指す企業に対し、製品開発、国際標準化、知的財産、金融、人材、海外企業とのマッチングや展示会等を含めた販路開拓支援等を含めた総合的な支援を提供する。I C T、放送コンテンツの海外展開を図るほか、中堅・中小企業の海外展開の支援にも資するよう、地銀を含めたわが国の金融機関の海外進出を促進するとともに、わが国企業の保護を図る目的で、模倣品対策やT P P協定国の司法制度の体制整備、知財制度整備・能力向上、協定国への情報発信、企業支援に資する情報システムの強化等にも取り組む。

(3) インフラ等の輸出促進

T P Pにより政府調達市場へのアクセス改善や貿易・サービスの自由化が進む好機をとらえて、公共事業等への日本企業の参入促進が期待されることから、円借款等手続きの迅速化や相手国の状況や事業の性格に応じたリスクマネー供給拡大、人材育成によるソフト面の協力、トップセールスの実施を通じた案件形成支援等を進め、わが国企業が強みを有する分野等での質の高いインフラシステム輸出を加速化する。このほか、わが国の技術的優位性を活用した海外展開、T P Pによる環境規律を踏まえた廃棄物処理や水処理技術等の環境技術等の国際展開を図る。

（４）農産品・食品等の輸出促進

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質なわが国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、６次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

また、日本産酒類等の海外展開を推進するほか、観光プロモーション等を通じた和食文化や食品の海外展開を推進する。地理的表示（GI）の活用を促進する。農商工連携によりグローバル市場開拓を目指す中堅・中小企業等に対し、コンソーシアムの活用による支援を行うとともに、物流効率化・高度化を含めた技術・新商品開発、販路開拓等の取組み等を促進し、新事業の創出拡大や海外市場開拓を促進する。

２． 経済再生、地方創生の実現

（１）イノベーション創出

わが国産業の基盤技術であるIoT、人工知能、ロボット等の分野や、共通基盤となる先進的な分野における革新的な技術開発等を推進するとともに、必要となる規制改革に取り組む。また、イノベーション・ナショナルシステムの構築を図るとともに、知的財産制度をTPPが求める制度に調和させ、イノベーション創出環境の整備を目指す。

（２）生産性の向上

いわゆる第４次産業革命や産業の高度化に向けて、わが国企業の設備、技術、人材に対する積極果敢な投資を促進するための取組みを進める。また、GDPの3/4を占めるサービス産業の生産性向上や、中小企業・小規模事業者を含めた事業者等のIoTの活用等によるフロンティア創出を行うとともに、省エネ投資の促進や、新たなものづくり・サービスの創出や持続可能な販路開拓、インバウンド取込等の事業基盤の強化等を行い、幅広い産業分野における生産性向上を図る。また、農林水産分野における新技術・新品種の開発、地方公共団体の自主的・主体的な先駆性のある取組等を支援し、地域経済の好循環を拡大する。

（３）海外からの投資や人の誘致・イノベーション拠点の創出

TPPにより参加国の投資環境の魅力が向上するだけでなく、わが国企業が主体的にグローバル・バリューチェーン構築に参画することで、わが国への投資が拡大することが期待される。対内直接投資を促進する各種施策を講じる

こととし、特に世界の企業の研究開発部門等の高付加価値部門をわが国に誘致して海外から投資や人を呼び込むとともに、わが国企業との研究開発等の連携を進め、グローバル・バリューチェーンにおける高付加価値拠点・イノベーションセンター化を目指す。また、海外における人材育成を進めるほか、海外からのビジネス関係者の受入れ等促進のため出入国管理体制を整備する。

(4) 地域のリソースの結集・ブランド化

6次産業化の推進等により、地域の産品、技術、企業等を連携、地理的表示（GI）等も活用しつつ、新事業を創出し、海外展開の拡大を促す。技術協力等によるわが国技術等の普及に努めるとともに、農林水産物の国内外の需要・消費の拡大を図る。観光プロモーションを推進し、日本の魅力を世界に発信し、訪日外国人による食・農業体験など、地域への観光需要の増加等を促進する。

また、地域の「稼ぐ力」、生産性向上やそれに資する情報把握等の支援、地域の人材活用、自治体による対内直接投資の取組みを促進し地域経済のグローバルな好循環を拡大する。このほか、特区制度などを活用し、地域活性化に資する施策を展開する。

3. 農林水産業

従来から、農林水産業の成長産業化を促進する産業政策と多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪として進める「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき実施している政策に加えて、TPP対策として追加又は拡充する対策は次のとおりである。

(1) 攻めの農林水産業への転換（体質強化対策）

関税削減により長期的に国内農林水産業への影響が懸念される中で、農林漁業者の将来への不安を払拭し、経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする以下の対策を講ずる。

①次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより人材力強化を進め、力強く持続可能な農業構造を実現する。

具体的には、意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上を推進する。

②国際競争力のある産地イノベーションの促進

水田・畑作・野菜・果樹の産地・担い手が創意工夫を活かして地域の強みを活かしたイノベーションを起こすのを支援することにより、農業の国際競争力の強化を図る。

具体的には、新たに産地パワーアップ事業を創設し、地域の営農戦略に基づき農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換を図るとともに、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備を推進する。

③畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。

具体的には、畜産クラスター事業を拡充するとともに、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備を推進する。

④高品質なわが国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物など重点品目の全てで輸出先国の関税が撤廃される中、高品質なわが国農林水産物の一層の輸出拡大、輸出阻害要因の解消、6次産業化・地産地消による地域の収益力強化等により、攻めの農林水産業を推進する。

具体的には、米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進を推進する。

⑤合板・製材の国際競争力の強化

原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、合板・製材の国産シェアを拡大する。

具体的には、大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備を推進する。併せて違法伐採対策を講ずる。

⑥持続可能な収益性の高い操業体制への転換

浜の広域的な機能再編等を通じて持続可能な収益性の高い操業体制への転換を進めることにより、水産業の体質強化を図る。

具体的には、広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等を推進する。

⑦消費者との連携強化

消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高めることにより、安全・安心な国産農林水産物・食品に対する消費者の選択に資する。

具体的には、大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証を推進する。併せて、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制を強化する。

⑧規制改革・税制改正

攻めの農林水産業への転換を促進する規制や税制のあり方を検証し、実行する。

(2) 経営安定・安定供給のための備え（重要5品目関連）

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、T P P 協定発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

①米

国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則5年の保管期間を3年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

②麦

マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。

③牛肉・豚肉、乳製品

国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化する。
- ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに（8割→9割）、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる（国1：生産者1→国3：生産者1）。
- ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。
- ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。

④甘味資源作物

国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。

(3) 対策の進め方

対策の財源については、TPP協定が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算が削減・抑制されることなく安定財源を確保する。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

(4) 対策の効果検証・検討の継続

(1)の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、定量的な成果目標を設定し進捗管理を行うとともに、既存施策を含め施策の不断の点検と見直しを行う。

また、今後、次の項目を中心に検討する。

- ・農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備（再掲）
- ・生産者の所得向上につながる生産資材（飼料、機械、肥料など）価格形成の仕組みの見直し（再掲）
- ・生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立（再掲）
- ・真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度のあり方の見直し（再掲）
- ・戦略的輸出体制の整備（再掲）
- ・原料原産地表示（再掲）
- ・チェックオフ制度の導入
- ・従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続
- ・農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組み方策
- ・配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
- ・肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討（再掲）
- ・農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み

さらに、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略や具体的施策について検討し、実現していくものとする。

4. その他必要な措置

(1) 食の安全

TPP協定により、遺伝子組み換え食品表示制度を含め、食品の表示、食の安

全に関するわが国の制度が変更されることはない。TPPにより食の安全が脅かされるとの国民の懸念は十分には拭い去られていないが、こうした誤解に対し、一層丁寧な説明を行っていく。

いずれにしてもわが国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ必要な措置を適切に実施する。食の安全・安心を守るための体制強化、原料原産地表示の拡大に向けた検討、リスクコミュニケーション推進等を通じ、食に対する国民の安全・安心の確保に努める。

(2) 知的財産

TPP協定の締結に必要な国内実施のため、以下の事項などについて、国内法との整合性に留意しつつ、必要な措置を講ずる。

- ・特許、商標関係（不合理な遅延に係る特許権期間延長、新規性喪失例外期間の延長、商標不正使用に係る法定損害賠償）
- ・著作権関係（保護期間延長、著作権侵害の一部非親告罪化、法定損害賠償）

著作権関係では、権利保護とのバランス、二次創作への影響等に留意する。また、輸出促進に向けた地理的表示（GI）に関する措置を講ずる。特許審査体制の整備・強化を図るほか、著作物の利用円滑化に関する方策を検討・推進する。

(3) その他

外国における医療機器認証機関への対応、競争政策に関し独占禁止法違反の疑いを効率的、効果的に解消する仕組の導入に関し、必要な措置を講ずる。

ISDSをはじめとする国際紛争への対応強化、日系企業が直面する労使関係等の問題解決支援、消費者支援、環境と貿易の両立を進めるほか、皮革・皮革製品産業等に関する所要の措置を講ずる。

TPPの影響に関する国民の不安・懸念を払拭するため、今後とも、TPPに関する正確かつ丁寧な情報発信に努める。

全中会長談話

自民党、公明党のそれぞれにおいて、農林水産分野のＴＰＰ対策がとりまとめられた。

今回のとりまとめは、輸入による主食用米への影響を遮断する措置や、法制化・補てん率の引き上げをはじめとする畜産経営安定対策の強化など、我々の要望も反映し、さまざまな分野において抜本的な措置を約束していただいたものと受け止めている。

政府・与党には、生産現場の不安を払しょくするため、今回の内容を丁寧に説明いただくとともに、この内容に基づく政府の中長期的な対応方針をすみやかに策定いただき、持続可能な農業の将来へとつなぐ息の長い政策を具体化していただくことを期待する。

我々としても、それら対策の内容を生産現場に周知・徹底していきたいと考えている。

今後、我々ＪＡグループは、国民の理解を得つつ自己改革を実践して、新しい時代において後継者が確実に育つ、しっかりとした農業の実現に取り組んでいく。

消費者の信頼にこたえ、安全で安心な国産農畜産物を持続的かつ安定的に供給するよう努め、農業の新たな分野にも果敢に挑戦しながら、農業者の所得増大や地域の活性化に、全力をあげて貢献していく。

平成２７年１１月１８日
全国農業協同組合中央会
会長 奥野 長衛

耕そう、大地と地域の未来。  JAグループ

将来を展望でき再生産を可能とする農業関連政策の確立に関する ＪＡグループの政策提案

平成 27 年 11 月 5 日
全国農業協同組合中央会

ＪＡグループは、我が国の食の安全・安心や多面的機能を含めた日本農業の維持・発展を求める多くの消費者・国民各層と連携し、ＴＰＰ交渉において、国会決議の実現を求める運動に取り組んできた。

そのようななか、ＴＰＰ交渉は、10月5日に大筋合意に達した。今回の合意内容は、重要5品目の輸入枠拡大や関税引き下げ、その他の品目の関税撤廃などにより、高齢化や人口減少などで総需要が縮小していく我が国において、米国など大輸出国とのさらなる厳しい競争を余儀なくすることとなり、生産現場には大きな不安と怒りの声が広がっている。

すでに我が国農業は、離農や後継者不足により生産基盤の縮小に歯止めがかからず、生産コストの高止まりなどにより経営継続が厳しさを増すなか、近年多発する大規模・甚大な災害による被害・不安ともあいまって、このままでは、生産者の意欲が大きく減退し、新たに農業に参入する若い世代の希望をも失わせかねない危機的な状況となっている。

政府は、何よりもまず、合意内容と我が国農業に与える影響を精査したうえで、生産者に対する十分な説明を行うとともに、生産者の不安の声に真摯に耳を傾けるべきである。そして、生産現場の生の声をくみ取った上で、将来にわたって、多様な地域・品目の農業生産を担う家族農業経営・法人・集落営農等をはじめとする農業者の「再生産」が可能となる万全な経営安定対策を措置しなければならない。

また、消費者・国民の理解と支援のもとに、国内生産基盤の回復をはかり、収益力の向上や競争力の強化、国産農畜産物の付加価値の創出などに向けた息の長い農業政策を早急に具体化する必要があり、そのための積極的な投資が、地方経済にも好循環をもたらすよう、国は責任を持ってこれを実現しなければならない。そして、食の安全・安心や食料安全保障を求める消費者・国民の期待に応え、食料・農業・農村基本計画に掲げた食料自給率目標の達成に取り組むことが政府の責務である。

ついては、農業者の所得向上、農業生産の拡大、地域の活性化の実現に向け、生産者が将来展望をもって取り組むことができるよう、以下の政策の実現を強く求めるものである。

I. 経営安定対策など将来にわたって再生産を可能とする政策の確立

合意の内容と我が国農業に与える影響を精査し、経営安定対策など将来にわたって再生産が可能となる政策を確立すること。

(1) 米

- ① 新たな国別枠で輸入される外国産米が国産米の生産に与える影響を排除するため、現在の政府備蓄米の買入量を国別枠相当量分拡大し、市場に流通する主食用米の総量が増加しない仕組みを確立すること。

また、主食用米を政府備蓄米として毎年安定的かつ確実に買い入れるため、適正な政府買入予定価格の設定や県別優先枠の設定など、政府備蓄米の運用の適切な見直しを行うこと。

- ② 中粒種・加工用に限定したSBS方式への変更については、主食用米や加工用米の生産に影響を及ぼさないよう、現在のMA米の加工用途への販売における用途限定と同じ条件を付与すること。

あわせて、SBS方式の運用の見直しにあたっては、国産米の生産に影響が生じない運用を行うこと。

- ③ 低価格の外国産米が国産米の価格に与える影響に対して、需要に応じた生産に取り組む担い手の再生産を確保するセーフティネット対策を早期に検討し、具体化すること。

- ④ 飼料用米等戦略作物の生産コスト削減等に向けた取り組みを後押しするため、水田活用の直接支払交付金の長期的かつ継続的な支援を保証すること。

(2) 麦

- ① マークアップ（政府が輸入する際に徴収している差益）の削減により、国産麦の生産振興に悪影響が生じないようにすること。

- ② マークアップの削減は、外国産麦の価格低下要因となり、国産麦の価格にも影響を与えることから、畑作物の直接支払交付金の交付単価を見直すこと。

(3) 畜産

- ① 肉用牛肥育生産者が安定的に経営を継続できるよう、肉用牛肥育経営安定特別対策（新マルキン）事業の補てん割合ならびに拠出金の国の負担割合を引き上げるとともに、恒久的な対策として措置すること。

② 肉用子牛生産者が安定的に経営を継続できるよう、肉用子牛生産者補給金制度および肉用牛繁殖経営支援事業について発動基準および補てん割合ならびに拠出金の国の負担割合を引き上げるなど仕組みの見直しを行い、肉用子牛の再生産の確保と繁殖経営の安定をはかる制度として構築すること。

③ 養豚生産者が安定的に経営を継続できるよう、養豚経営安定対策の補てん割合ならびに拠出金の国の負担割合を引き上げるとともに、恒久的な対策として措置すること。

(4) 酪農

① 加工原料乳生産者補給金の交付対象に液状乳製品を追加し、乳製品向け生乳全体で再生産を確保できる仕組みとすること。また、加工原料乳生産者経営安定対策の対象に液状乳製品向け生乳を追加するとともに、補てん割合ならびに拠出金の国の負担割合を引き上げること。

② 酪農生産者が安定的に経営を継続できるよう、量販店などとの厳しい価格交渉のなか、生乳価格や生産コストの変動に対応し、所得補償の観点から再生産を確保できる新たな酪農経営安定対策を創設すること。

(5) 甘味資源作物

砂糖・でん粉の安定供給に向け、現行の砂糖及びでん粉の価格調整制度の安定運営に必要な措置を講ずるとともに、万全な経営安定対策ならびに生産振興対策を講じること。

(6) 野菜・果樹

① 国産野菜の安定供給に向け、野菜価格安定制度を維持するとともに、輸入増加が想定される野菜への対応として、支援対象品目の拡大など支援を拡充すること。

② 緊急需給調整対策事業の拡充など、生食用果実の価格安定と良品質化に向けた加工仕向などへの支援対策を講じること。

(7) 収入保険制度

品目・畜種別の経営安定対策の拡充のもとで、品目や品種による生産から販売までの期間の違いや、農業者の経営形態・税務申告の実態をふまえ、セーフティネット対策として農業経営の所得の安定に資する収入保険制度を構築すること。

II. 収益力向上と競争力強化のための対策

(1) 畜産クラスター等関連事業

- ① 畜産・酪農の生産基盤を維持・拡大するため、生産者が広く投資に取り組めるよう、要件緩和を含め畜産クラスター関連事業への支援を拡充するとともに、円滑な資金調達の促進対策を講じること。
- ② 畜産・酪農の生産基盤の早急な回復と競争力を強化するため、ICTを活用した繁殖性の向上や事故率低減の取り組み、受精卵移植や性別別精液の活用促進、優良種豚の導入への支援を講じること。

(2) 果樹の改植等事業

産地の収益力向上と生産競争力のある持続的な果樹経営の実現を図るため、未収益期間も含めた改植・新植や園地整備・集積、灌がい施設の整備などに継続的かつ十分な支援を講じるとともに、新植にかかる要件の拡大などの拡充を図ること。

(3) 品目特性に応じた生産振興対策

- ① 国内生産が可能な自給飼料の増産により生産コストを低減するため、飼料生産組織の活用拡大や、飼料用米の活用促進に向けた施設整備など、国産飼料の生産・活用拡大に向けた取り組みへの支援を講じること。
また、輸入飼料原料の輸送コストを低減するため、港湾整備など配合飼料生産にかかるインフラ整備に対する支援を講じること。
- ② 家畜疾病の未然防止により、国内外における国産畜産物の安全の確保や消費者の信頼を確保するため、水際対策の徹底や地域における防疫等対策の徹底など、家畜衛生対策に必要な支援を講じること。
- ③ 野菜・果樹の品種研究開発にかかる支援を拡充するとともに、加工・業務用野菜の種苗・資材・機械などの導入・機能強化にかかる支援、作柄安定技術を導入する場合の支援を拡充すること。

(4) 新規就農者など担い手の育成確保・経営管理向上・省力化対策

- ① 新規就農者の育成確保を加速化するため、青年就農給付金や農の雇用事業について、法制化を含め安定的な制度として拡充すること。
- ② 農業経営を円滑に継承するため、農業法人化や農業経営継承にかかる支援策を強化するとともに、人材育成等も含め、農業者の税務対応・経営管理能力の向上に資する支援策を措置すること。

- ③ 担い手の経営判断に基づく多様な資金需要に対応した、利子補給・利子助成や保証保険制度の拡充、新たな資金の創設など金融支援対策を強化すること。
- ④ 高齢化が進む産地の労働力確保のため、作業を担う受委託組織や援農隊などへの支援を拡充すること。また、企業・研究機関等との連携強化を含めた作業の省力化に向けたロボット技術やICTの導入などに対する支援を拡充すること。

(5) 農地集積・施設整備対策

- ① 農地の面的集積に取り組む担い手経営体や集落営農法人等への支援、農業用排水のパイプラインや地下水位制御システムの導入等による水田の汎用化を強化するとともに、農地中間管理機構が中山間地などの当面担い手が見つからない農地を引き受け、農地の管理や基盤整備などを行い、地域の担い手に転貸する機能を発揮できる仕組みとすること。
- ② 担い手単独による施設導入に対する支援、リレー出荷等産地間協同の取り組みに資する施設整備に対する支援、既存施設の更新・再編に対する柔軟な対応、生産者・産地のニーズに基づく簡易な施設整備に対する支援、大胆な金融支援とセットになった施設整備への支援、畜産環境対策を含めた循環型農業の促進など、流通の効率化による生産コスト低減や機能強化を図るための、集出荷体制の再編整備に対する支援を拡充するとともに、地域の実態に応じた柔軟な制度運用を図ること。

(6) 競争力強化に向けた施設園芸等の燃油対策

- ① 施設園芸などの生産コスト低減・競争力強化を図るため、A重油および農林漁業用軽油にかかる税制特例措置の恒久化を検討すること。
- ② 施設園芸の安定的な経営を実現するため、燃油価格高騰対策を恒久化すること。

Ⅲ. 新たな分野に挑戦する付加価値創出対策

(1) 知的財産対策

- ① 地理的表示保護制度に登録もしくは申請中の産品について、T P P 参加国内での保護を進めること。
- ② 国内においても、登録産品を増やしていくための現場の実態をふまえた柔軟な制度運用や、流通業者・消費者に向けた制度の周知などの対策を講じること。
- ③ インバウンド（訪日外国人旅行者）の拡大を農業所得の増大と地域経済の活性化につなげるため、現在検討が行われている「食と農の景勝地（仮称）」については、恒久的な対策として措置するとともに、現場の制度活用を支援する対策を講じること。
- ④ 農業におけるノウハウ・技術を体系化し、知的財産として取り扱うためのルールづくりや、それらを知的財産として認識した上で、保護・活用していくことができる人材の育成に向けた支援措置を講じること。
- ⑤ 知的財産の基盤を支える調査・研究・開発等に対する支援を強化すること。

(2) 地域政策の拡充

- ① 農業分野における知的財産の基盤となる、景観を含めた農村社会・環境等の機能発揮強化に向け、地域政策としての日本型直接支払を拡充すること。
- ② 多面的機能を維持・向上するため、多面的機能支払交付金の仕組みの見直しや支援の拡充を行うとともに、規模拡大や生産性の向上が困難な中山間地域などの農業に対し、農業生産・農村社会の維持のために中山間地域等直接支払交付金の拡充や鳥獣害対策の強化を行うこと。

(3) 国産農畜産物の輸出拡大対策

- ① 産地間連携やオールジャパンでの輸出に対する取り組みに重点的な支援を行うとともに、輸出環境を整備するためのあらゆる支援を講じること。また、長期鮮度保持可能な貯蔵施設やH A C C P、ハラル認証など食肉センターの機能強化に対応した施設整備への支援を拡充すること。
- ② 国産農畜産物の輸出を拡大するため、輸入規制や非関税障壁の撤廃・緩和に向けた戦略的な働きかけをすすめること。
- ③ 原発事故を要因とする輸入規制の強化などについては、関係国に対して早急な規制の撤廃を求めるとともに、検査証明書の添付が求められる現状もあることから必要な支援を行うこと。

(4) 6次産業化等の促進対策

- ① 6次産業化や農商工連携、地産地消を促進し、生産から消費までのバリューチェーンを構築するため、商品開発・販路拡大などにかかる支援の拡充を図ること。
- ② 6次産業化や農商工連携を着実に促進するため、都道府県段階・市町村単位におけるJAや行政などで構成された推進組織を確立し、地域ぐるみの体制を強化すること。
- ③ 加工・業務用果実を使用した高付加価値商品の開発や製造および原料貯蔵施設の整備・機能強化にかかる支援を拡充すること。また、量販店や企業などと連携した新たな果物摂取方法の提案・構築にかかる支援を講じること。

IV. 地域や消費者の信頼に応える国産農畜産物の需要拡大対策

(1) 農畜産物に関する総合的な需要拡大対策の検討

農畜産物の消費拡大対策、調査・研究、輸出対策など、総合的な需要拡大対策スキームの構築に向け、法制度の検討をすすめること。

(2) 原料原産地表示・機能性表示

- ① 国産農畜産物に信頼を寄せる消費者の選択に資するよう、外食・インスタストア加工における原料原産地などの消費者への情報開示を徹底すること。
- ② 加工食品の原料原産地表示の表示基準の見直しを早急に行い、速やかに原料原産地表示義務の拡大を実現すること。
- ③ 機能性表示食品にかかる安全性・機能性の評価を行うため、必要な研究、データ作成などへの支援を拡充すること。

(3) 適正価格での流通の確保

外国産農畜産物の不当廉売や不適正表示により国内産の需要が奪われることや、流通業者の不当な利益確保により消費者・生産者利益が損なわれること等を防止するため、監視体制や罰則の強化等の対策を講じること。

(4) 学校給食・地産地消等による国産農畜産物需要拡大対策

- ① 我が国が誇る伝統的な食文化である和食の理解推進に向け、学校における和食給食の導入・普及をすすめるための支援を強化すること。
- ② 我が国の主食である米など地場産農畜産物や地域ブランドなどの特色ある食材の利活用を促進するための支援を強化すること。

V. 総合的かつ中長期的な対応方針の確立

- ① TPP大筋合意が、長期間にわたって関税撤廃および段階的引き下げなどが行われることを内容としていることから、政府としての総合的かつ中長期的な対応方針を策定すること。
- ② 今後、TPPの影響が新たに明らかになった場合やTPP参加国が拡大した場合等には、対策の見直し・追加についても万全を期すこと。

以上

平成 27 年 11 月
全国農業協同組合中央会

Ⅰ．経営安定対策など将来にわたって再生産を可能とする政策の確立

品目ごとに以下の経営安定対策の拡充などをはかること。

- ① 主食用米の総量が増加しないよう政府備蓄米の適切な運用や、飼料米等の水田活用の直接交付金の継続的支援、国内麦に対する万全な経営所得安定対策の実施
- ② 肉用牛肥育経営および養豚経営安定対策の法制化や肉用子牛生産者補給金制度の拡充
- ③ 液状乳製品の追加など加工原料乳生産者補給金制度の拡充や生産コスト等の変動に対応した酪農経営安定対策の研究・検討
- ④ 砂糖及びでん粉の価格調整制度の安定運営、野菜価格安定制度の拡充、緊急需給調整対策事業の拡充など生食用果実の加工仕向などへの支援
- ⑤ 農業経営の所得の安定に資する収入保険制度の構築

Ⅱ．収益力向上と競争力強化のための対策、付加価値創出・需要拡大等対策の実現

収益力向上や競争力強化、国産農畜産物の付加価値創出などに向けた息の長い政策を早急に具体化すること。

- ① 畜産クラスター関連事業などへの支援の拡充
- ② 担い手単独による施設整備等や農作業受託組織への支援、集出荷体制の再編、果樹の改植等事業や加工・業務用野菜の作柄安定などへの支援など、産地や地域の実態に応じた耕種部門における総合的な支援
- ③ 農業者の経営管理能力の向上に資する支援、輸出環境整備のための支援の拡充
- ④ 消費者の選択に資するよう、外食・インストア加工における原料原産地表示の徹底や、加工食品の原料原産地表示義務の拡大

Ⅲ．総合的かつ中長期的な対応方針等の確立

政府の総合的かつ中長期的な対応方針の明確化や、日本型直接支払等地域政策を拡充するとともに、新たに影響が明らかになった場合や参加国が拡大した場合等には、対策の見直し・追加を確実に行うこと。

以上

ＴＰＰ対策運動の継続に関する特別決議案

ＴＰＰ交渉は１０月５日に大筋合意に至った。その内容は、農林水産物重要５品目における大幅な譲歩のみならず、ほぼすべての野菜や果物などにおける関税撤廃となっている。また、多くの分野に関わる協定であり、食の安全にかかる内容など地域における暮らしへの影響も検証が必要である。

ＴＰＰ交渉の大筋合意は、まだ通過点であり、今後行われる国会批准や国内対策に向け、地域の食料・農業・農村、暮らしを守るべく、引き続き全国のＪＡグループと連携して、運動を展開していく必要がある。

よって、下記の事項に取り組むこととする。

記

- １．ＴＰＰ交渉の大筋合意内容と国会決議との整合性について徹底した検証により、農業者のみならず消費者など国民にその内容を公表する運動
- ２．食料の安定生産・安定供給、食料自給率の向上がはかられ、農業・農村を守るための万全な対策を求める運動
- ３．２１分野の大筋合意内容が、国民生活に与える影響を検証し、広範な組織との連携による国民の生命とわが国の主権を守る運動

以上、決議する。

平成２７年１１月１７日
第１４回愛知県ＪＡ大会

Ⅱ 農協改革をめぐる情勢

— 農水省、改正農協法関係の政省令について検討中 —

- 農水省は現在、改正農協法関係の政省令について、衆参農林水産委員会の附帯決議や6月に閣議決定された規制改革実施計画、10月に実施した理事構成に関する農協への調査のとりまとめ結果等を踏まえながら、全中とも協議を行い、検討を進めている。第1弾の政省令は理事構成に関するもので、年内にパブリックコメントを開始し、年明け早々にも公布したい考えとされる。
- 農水省は与党との協議を行ったうえでパブリックコメントを開始したい考えだが、自民党がTPP国内対策のとりまとめに時間を割いている関係から、協議の開始が若干遅れており、今後日程が調整される見込みとなっている。
- 理事構成以外の政省令については、農業委員会・農地法関連と合わせて約40本の政令と約30本の省令が改正等行われる見込みで、多くは法改正に伴う文言の削除もしくは変更を行うものである。法案審議等での論点は次の通りで、内容は現在検討中とされる。

- ❶ 株式会社化する場合に譲渡制限の対応をすること
- ❶ 組織変更後の中央会にかかる役員等の兼職が認められる場合
- ❶ 組織変更後の中央会にかかる名称の使用制限に関する特例の要件
- ❶ 監査事業に従事する者の資格

- また、年内を目途に、『総合的な監督指針』の第1弾の改正も行われる。内容は、人事ローテーションや非常勤理事数の緩和であり、早ければ第1弾の政省令と同じタイミングで出される見込みである。改正予定の内容は次の通り。

- ・人事ローテーション
→専門性の高い営農指導員の育成ができるよう、事業特性に応じたローテーションを確保する。必要な内部けん制措置は引き続き確保を求める。
- ・非常勤理事数
→非常勤理事の増加は好ましくないとされてきたが、担い手や女性・青年等の登用拡大のため、理事会運営に支障がなければ原則認めるようにする。

農政をめぐる情勢

平成27年11月27日

180部

編集・発行

愛知県農業協同組合中央会

〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目3番8号

電話 052 (951) 6944

〈ファクシミリ 052 (957) 1941〉

印刷 有限会社 トリム

電話 052 (505) 7422

〈ファクシミリ 052 (505) 7485〉